

会津若松市

農業委員会だより

令和4年9月

=第64号=

編集発行
会津若松市農業委員会
TEL 23-9371
FAX 23-9374

(会津若松市農業の概要)

(資料:2020年農林業センサスより)

・農家戸数 1,818戸 ・農家人口 6,678人

・経営耕地面積 6,642ha (田6,019ha・畠463ha・樹園地160ha)

令和3年度農業経営意向調査結果について

農業委員会では、農業者の将来に向けた経営意向を把握し、農地の効率的な利用と遊休農地の発生を防止するための基礎資料として、また、人・農地プランを真に地域での話し合いに基づいたものとするための取組に活用するため、令和3年8月20日から9月21日にかけて、農家の皆さんのご協力をいただき農業経営意向調査を実施しました。

通常のアンケートと比べ調査票の回収率は約61%と非常に高く、これもひとえに農家の皆さんのご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

各地区ごとの調査票の配布数や回収数、回収率は下表のとおりです。

【全体と地区ごとの配布・回収状況】

	農事組合			個別送付			合計		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
南四合・町北	266	167	62.8%	69	31	44.9%	335	198	59.1%
旧市・一箕・東山	145	81	55.9%	—	—	—	145	81	55.9%
湊	442	322	72.9%	—	—	—	442	322	72.9%
高野	145	84	57.9%	65	40	61.5%	210	124	59.0%
神指	317	190	59.9%	3	1	33.3%	320	191	59.7%
門田	256	179	69.9%	161	77	47.8%	417	256	61.4%
大戸	267	154	57.7%	—	—	—	267	154	57.7%
荒井	313	184	58.8%	—	—	—	313	184	58.8%
川南	334	243	72.8%	4	0	0.0%	338	243	71.9%
館ノ内	273	123	45.1%	—	—	—	273	123	45.1%
八田	168	120	71.4%	8	5	62.5%	176	125	71.0%
日橋	278	171	61.5%	19	10	52.6%	297	181	60.9%
堂島	420	251	59.8%	7	6	85.7%	427	257	60.2%
合計	3,624	2,269	62.6%	336	170	50.6%	3,960	2,439	61.6%

令和4年5月20日付で、担い手の経営基盤の強化により農業の健全な発展を目的とした農業経営基盤強化促進法が改正交付され、従来の「人・農地プラン」が法律に位置付けられ、名称も「地域計画」に改められることになりました。

同時に、「地域計画」には、農用地の集積集約化の方針や多様な担い手の確保・育成の方針などのほか、鳥獣被害対策や農地への作付け作物の選定など、集落を取り巻く幅広い課題について話し合うことが定められました。

今回は、令和5年4月1日付で施行される改正農業経営基盤強化促進法に基づく新たな人・農地プランである「地域計画」に関する項目を中心に調査結果をご紹介します。

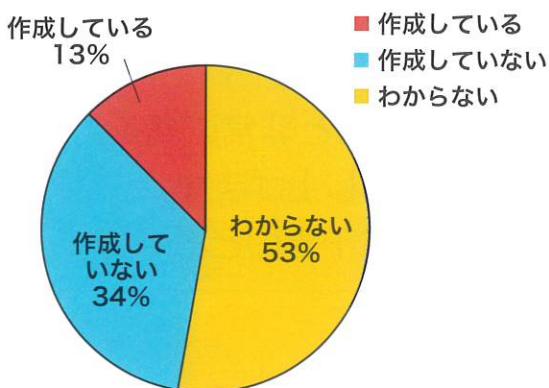
【人・農地プランについて】

「あなたの住んでいる地域（集落）では人・農地プランを作成していますか」との問い合わせに対しては、34%の方が「作成していない」と回答しています。

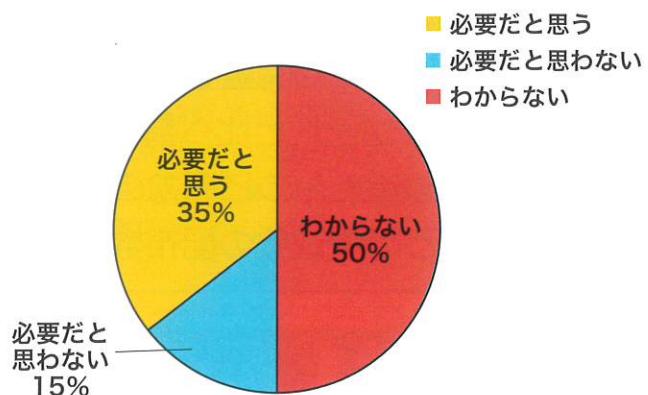
一方で、「地域（集落）で人・農地プランの作成は必要だと思いますか」との問い合わせに対しては、35%の方が「必要だと思う」と回答しています。

このことから、人・農地プランを作成していない集落でも、人・農地プランへの関心は高いことが読み取れます。

Q8 あなたの住んでいる地域（集落）では、人・農地プランを作成していますか



Q8-3 地域（集落）で人・農地プランの作成は必要だと思いますか

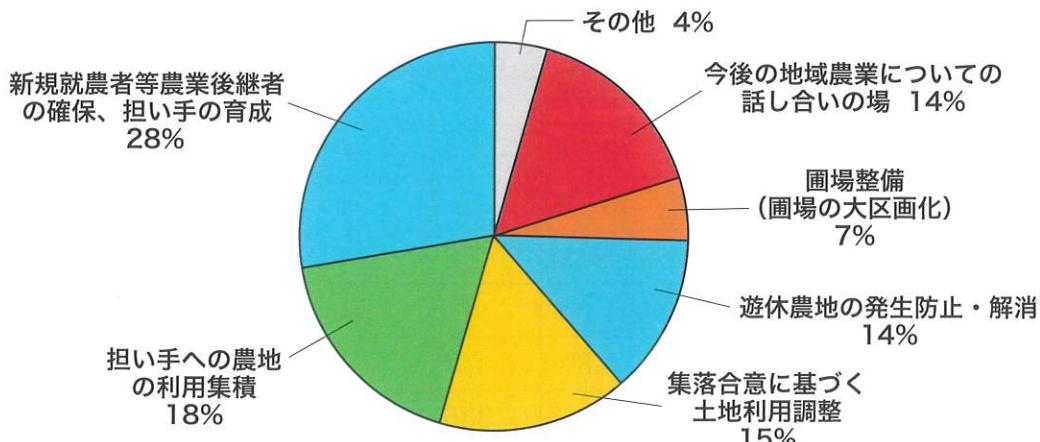


【地域（集落）の農業の維持、発展に必要なこと】

「あなたの住んでいる地域（集落）の農業の維持、発展に必要なことは何ですか」との問い合わせに対しては、①新規就農者等農業後継者の確保、担い手の育成、②担い手への農地の利用集積、③集落合意に基づく土地利用調整、④遊休農地の発生防止・解消をあげる方が多いことがわかります。

これらはすべて、人・農地プランで話し合うべき課題であり、14%を占める回答があった、⑥今後の地域農業についての話し合いの場こそが、正に人・農地プラン作成の場なのです。

Q7 あなたの住んでいる地域（集落）の農業の維持・発展に必要なことは何ですか



「令和3年度会津若松市の農地等の利用最適化に関する改善意見」への対応

利用最適化に関する改善意見への対応

令和3年12月25日に会津若松市長及び議長へ要望を行つた改善意見について回答がありましたので、お知らせいたします。

討します。

1. 担い手への農地集積について

(1) 認定農業者及び認定新規就農者の候補者の支援について

認定農業者の「農業経営改善計画」や認定新規就農者の「青年等就農計画」の作成について、各種支援体制を構築しています。また、受けられるメリットについて広報活動を通して周知し、今後は人・農地プラン等の担い手リストをもとに、新たな担い手の掘り起こしに取り組みます。

(2) 機械化に対応した高収益作物の導入について

農地中間管理機構関連農地整備事業の活用には、各種要件を満たす必要があるため、県等と連携しながら高収益作物の選定や栽培管理のための機械の導入等について検討します。また、経営開始後の技術指導については、引き続き関係機関と連携します。

3. スマート農業の推進について

スマートアグリ実証事業において、導入効果の実証を行つてきています。中でも効果が顕著であった養液土耕システムについては、更なる普及促進を図ってきたところで、導入効果については、「生産実績検討会」を開催し、情報共有を行っています。今後も、新たな先進機械・技術の導入について検

(4) 人・農地プラン実質化に対する取組の強化について

推進チームを編成し、継続した取組を進めています。地域計画として法定化する内容を含め、農業経営基盤、強化促進法が改正されたことから、地域計画の策定などに取り組んでいます。

2. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地解消施策の充実について
集落の説明会や農事組合を通して農村漁村振興交付金及び、遊休農地等再生対策支援事業の活用について広く周知を図っています。また、多面的機能支払制度の周知を図るとともに、活動組織の事務負担軽減のため、研修会の開催やマニュアル作成等による支援を継続し、国・県に対して事務の簡素化について要請します。

4. その他

(1) 鳥獣被害対策の拡充

鳥獣被害防止総合支援事業における広域被害対策支援は、集落が主体となって「生息環境管理」、「被害防除」に取り組むもので、これまで9地区において支援してきました。

(4) 見直しについて

(1) 多様な経営体の位置付けについて
農業経営基盤強化促進法等の一部改正法が成立し、人・農地プランが法

定化されたところであり、中心経営体として位置づけるための具体的な要件が判明次第、法定化の内容に沿って推進方策を検討します。新たな法人の農業参入等にあたつては、関係機関・団体と十分に協議した上で判断します。

(2) 新規就農者に対する支援について

新規就農者支援センターにおいて、関係機関と連携し、新規就農者に寄り添つた就農支援を行っています。しかし、新規就農者の中には農業経営が計画通りに進められていない方も見受けられることから、就農前の農業経営上の課題の洗い出しや課題解決策の検討、就農後には就農状況報告に基づく経営状況の確認、サポートチームによる経営実態の把握や評価を行い、成果が得られていない新規就農者に対しては個別訪問等を実施します。

今後も課題解決へ向けた指導に努め、次世代の農業者の育成と認定農業者への円滑な移行を支援します。

(3) コロナ禍における収入保険制度に関する支援等について

農業保険制度に係る特例措置の要請については、長期化するコロナ禍の影響を踏まえ、今後の米価や他市町村の動向を注視しながら検討します。市の支援策としては、令和4年度に収入保険加入促進事業を創設し、新たに令和5年を保険期間とする加入農家に対し、保険料への支援を行います。

(2) 農畜産物の海外輸出の取組について

米については、海外市場での価格のミスマッチが課題の一つです。そのため、生産地における低コスト生産をさらに推進し、諸課題の解消に向け必要な取組について検討します。さらに、販売チャネルの多様化に向けては、関係団体と連携を図り、必要な取組について検討します。

については、着実に増員なされており、今後も増員に向けて取り組んでいきます。市が主体となつた取組としては、鳥獣被害対策実施隊員が取得する狩猟免許に係る諸費用について、全額を補助しました。今後も補助制度が活用され、対策の強化に結びつくよう努めます。

農業委員会総会の議事録・農業委員会活動計画は、事務局または市ホームページにて閲覧することができます。

アドレス <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

検索ワード

会津若松市_農業委員会

農地法等の許可申請は余裕をもって！

- 農地法等の許可申請は、原則として毎月5日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)が締め切りです。
- 申請の際には、記載漏れや誤りがないか、添付書類は揃っているかなどをよく確認してから申請してください。申請書・添付書類に不備や不足がありますと、当月分として受付できなくなります。
- 事前に窓口でご相談の上、余裕をもって申請手続きを行うようお願いします。
- 30aを越える転用許可申請については、一般社団法人福島県農業会議に意見を聴く必要があります。早めに協議をお願いします。

※締切日以降の申請は、翌月分扱いとなりますのでご注意ください。(詳しくは農業委員会事務局までご相談ください)

簡単

安心

税控除

農地を貸したい方、売りたい方は、農業委員会へご相談ください！

農業委員会では、▶適切な借り手・買い手をあっせんします。

▶農業委員会を通すことにより安心して貸せます。

「正式に農地を貸すと、返してもらえないくなるのでは…」と思われていませんか？

農業経営基盤強化法に基づく正式な手続きを行えば、貸付期限がくれば確実に農地の権原が戻ります。個人的な契約はトラブルの元になることがあります。

▶農業委員会のあっせんなどにより担い手農家へ農地を売ると、譲渡所得の800万円控除の制度があります。また、所有権移転登記も嘱託により、農業委員会で行います。(一定の条件を満たす必要があります)



農業相談日のご案内

農地や農業全般についての相談をお受けします。

秘密は厳守しますので、お気軽にいでください。

○開催日 原則として毎月第2水曜日(5月・10月を除く)

○時間 午後1時30分～4時00分

○場所 河東支所 会議室

○対応者 農業委員及び農地利用最適化推進委員

※農業委員・農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられています。

全国農業新聞



読んでみませんか？

農業者の公的代表機関である

農業委員会系統組織が、農業者の視点でお届けする週刊の農業総合専門紙です。

お申し込みはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局まで。(毎週金曜日発行：月700円)

老後を
安心・豊かな
農業者年金で

◎こんな方が加入できます

①国民年金第1号被保険者 ②年間60日以上農業に従事

③20歳以上60歳未満の方

(ただし、65歳未満の国民年金任意加入者も加入可)

◎2022(令和4)年1月1日から

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、通常加入の保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられています。

詳しくは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局まで。

会津若松市農業委員会
広報部会

部会員会員会員会員会員会長副部会長
岩橋二瓶幸太郎近芳 鈴木長尾好章 鈴木渡邊純一 直也

今後も農業委員会活動へのご理解とご協力を願っています。

益な情報があれば、早急に農業委員会からも発信されます。こういった状況を改善できるような有益な情報を得るために、コロナ感染対策を徹底して農業委員会活動に努めて参ります。

業委員会の調査やアンケートへのご協力をいただきましてありがとうございます。ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響で様々な物価が上昇します。これらが営農へもたらす影響も大きくなる事が予測されます。こういった状況を改善できるような有効な情報があれば、早急に農業委員会からも発信されます。こういった状況を改善できるような有益な情報を得るために、コロナ感染対策を徹底して農業委員会活動に努めて参ります。

業委員会の調査やアンケートへのご協力をいただきましてありがとうございます。ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響で様々な物価が上昇します。これらが営農へもたらす影響も大きくなる事が予測されます。こういった状況を改善できるような有効な情報があれば、早急に農業委員会からも発信されます。こういった状況を改善できるような有益な情報を得るために、コロナ感染対策を徹底して農業委員会活動に努めて参ります。

広報部会長 渡邊直也

編集後記